

鳥獣保護管理法第 38 条の解釈について（通知抜粋）

1. 日出前、日没後

日出前又は日没後は、狩猟の対象をはっきりと判別することが困難で、銃砲の発射により人間に危害を生ずるおそれもあるので、このようなときの銃猟が禁止されているのであるが、この日出前又は日没後は、事実上の日光の明暗によって定めるべきではなく、当該地点における太陽面の最上点が地平線上に現れ、又は地平線下に没した時刻、すなわち暦にいう日出又は日入によって決められる。これは、銃猟に適する時間と適さない時間とを事実上の明暗によって区別するのは、その標準が極めてあいまいだからである。

2. 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所

このような場所で銃猟をすることは、人間に危害を及ぼすおそれが特に大きいことから禁じている。

「住居」とは、人が居住のために用いている家屋等の場所とされている。このため、畜舎、倉庫、農業用ビニールハウスなど、人が居住しない場所はこれに該当しない。

「住居が集合している地域」、「その他多数の者の集合する場所」とは、いずれも、構成要件の概念としてあいまいさは残るが、これを法律で明示することは困難であり、また、法律で画一的に規定すべき事柄でもないため、具体的な箇所毎に、法第 38 条第 2 項の趣旨である、人間への危害の防止の観点から常識的に判断すべきものである。

市街というほど多数の住居が密集している場所だけでなく、住居と農地が混在するような場所であっても相当数の住居が集まっているなど、銃猟による危険性が高い場合は、「住居集合地域等」に相当する。

一方で、銃を発射した地点の周囲に相当数の住居が集まっても、

- ・ 銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野、農地、水面等であり、
- ・ 銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている

場所は法第 38 条第 2 項の制限に抵触しないものと解釈される。こうした、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置を行うにあたっては、その確実を期するため、地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携すること。

3. 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物

これらが弾丸の到達するおそれのある範囲内にあるときは、これらの方向に向かって銃撃することは極めて危険であることから禁止されている。このため、これらの近傍で銃撃を行う場合には、銃撃の射撃場所や方向等をあらかじめ決定し、弾丸の到達するおそれのある範囲にこれらが存在しないよう措置する必要がある、必要な場合には弾丸の到達するおそれのある範囲に人が立ち入らないよう、地域住民への事前周知等の具体的な措置を行うこと。